

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

野尻学校給食センターの空調の改修について、老朽化による故障も頻発している。
また、冷媒として使用されているフロンガスが2020年で製造中止になるため今回、環境や省エネルギーにも配慮した空調機への変更を検討する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

現在の建築基準法に適合していない小林小学校ブロック塀について、現在の建築基準法に適合するための工事を行い、地震が発生した場合にブロック塀の倒壊で危険が及ばないようにする。
また、野尻中学校の体育館屋根について、現在、老朽化が進んでおり台風等の強風等で屋根材の落下の恐れがあるため今回、改修を行い、避難所でもある体育館の安全を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

工事にあたっては工事業者と打ち合わせを行い、工事の安全性に万全を期するための体制を構築する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		12 校
中学校		9 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		1 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		33 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	31 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	令和3年3月策定予定
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施する。</p>
